

9 特許クレーム解釈に関する調査研究

特許発明の適切な保護範囲を画定するには、裁判所におけるクレームの解釈の在り方が重要であり、過去、諸外国においても数々の重要判決が示されるとともに、我が国においても平成10年に均等論を認める最高裁判決がなされている。また、最近では、技術革新に伴い、新たな記載形式のクレームが登場し、この解釈が大きな検討課題となっている。

本調査研究では、我が国における特許クレーム解釈の在り方を検討するために、米国、英国、ドイツの3か国について、特許クレーム解釈に関する現行の規定や改正の動向、最近の判例動向を調査し、特に、均等論に関する判例、機能的表現形式を用いたクレームの解釈、及びプロダクト・バイ・プロセス形式のクレームの解釈に関する判例動向を分析した

I 米国における判例の動向

1 特許クレーム解釈に関する規定

(1) 米国特許法における、権利侵害に関する規定—原則論

米国における、特許クレーム解釈、権利侵害に関する規定を確認すると、権利内容については米国特許法154条(a)(1)、権利侵害に関する原則規定としては、同法271条(a)が挙げられる。

特許権侵害の成否を判断する前提として、被告製品と特許発明が同一であることが要求されることになるが、特許発明は、前掲154条(a)(1)に明示されるように、明細書を参照して定められる。

同法112条1項に規定されるとおり、クレームは、特許明細書に、特許出願人が発明と考える対象を特定する上で、最も本質的な役割を果たすものとして位置付けられている。

(2) 文言上の侵害とクレーム解釈

学説上も、クレームは、① 各特許要件を適用する際の対象たる発明の範囲を明確にするという機能、② 特許権侵害の判断を行う際の発明の範囲を明確にする機能の二つを担っているとされている。

侵害の判断に際しては、まず、クレームの文言が有する意味を解釈し(クレーム(文言の)解釈)、その上で、対象となる物件に対して当てはめ(物件の同定)という二段階的手法が、古くから多くの裁判例で採用されてきた。

Markman v. Westview Instruments, Inc. 事件控訴審判決^{(*)1}は、第一段階のクレーム解釈の作業が、裁判官によって行われるべき法律問題であることを明らかにし、連邦最高裁判決もこれを支持している。ただ、クレームの解釈は飽くまで陪審によって判断されるべき事実問題とする学説も依然見られる。

続いて行われる物件の同定では、クレーム解釈の結果、対

象物件が、構成要素をすべて具備していれば、文言侵害を構成する。しかし、構成要素の一部を具備しなければ、直ちに非侵害を意味するものではなく、均等論の下での侵害成立の判断が検討問題となる。

このような当てはめ作業の法的性質は、判例では事実問題とされている。

以上のように、クレーム解釈と侵害成否の問題は同質的に論じられるべき問題でなく、段階の異なる問題として、個別独立して考えるべき問題ということになる。

(3) クレーム解釈における判断指針・要素と判例における取扱い

クレームの文言を解釈するに当たって、クレーム文言のみで不明瞭な部分が全くない場合は考えにくい。他の判断要素も用いてクレーム解釈が行われる。Markman控訴審判決では、クレーム解釈は、契約の解釈問題より法律上の文言解釈に似ているとの見解が示されている。また、理想的には、当業者、明細書、審査経過によって何らの曖昧さも生じないことが望ましいが、飽くまで発明時点で当業者が発明をどのように理解するのかという客観的判断に焦点が置かれるべきで、発明者の意図は重要でないと判示している。

以下に、各判断要素を判例上どのように扱ってきたのかという観点からまとめる^{(*)2}。

クレームの各文言は、明細書内で特段の用法で用いられていない限り、一般的な意味で解釈されるべきであり、特別な意味で用いる場合は、内部証拠^{(*)3}で明確に設定されていなくてはならない。一般的な語義の特定には辞書を引用し得る。

明細書は、クレーム解釈に際して一種の辞書として役割を果たし得る。ただし、クレーム解釈において、次の二点に留意すべきである。① 明細書内の記述、実施例から導かれる限定を「読み込んで」限定してはならない、② 明細書内に開示

(*)1 34 USPQ2d 1321, 1326 (Fed. Cir. 1995) (in banc), *aff'd*, 38 USPQ2d 1461 (1996).

(*)2 Donald S. Chisum, *Chisum on Patents* Vol. 5, Chapter 18, 18.03[2][a] (Matthew Bender, 2001).

(*)3 内部証拠“intrinsic evidence”は、通常、クレーム本体、明細書、審査経過を含むとされる。

はあるものの、クレーム内に特定されていない内容までに特許権を拡張すべく、クレームの限定事項を、省略あるいは無視、「読み落とし」することもできない。ただし、前者については、明細書において明確に限定されている内容を考慮してクレーム解釈することは当然許される。さらに、最近の判例^(*4)では、「明示」の限定に限ることなく、「黙示」の限定がなされている場合においても、クレーム解釈に反映させることが出来るという判断が示されている。

審査経過はクレームの文言解釈に主要な判断要素と位置付けられている。ただし、これは、均等論に対する制約としての審査経過禁反言とは区別されなければならない。前者は、クレームを明らかにする作業の上での参考資料としての位置付けであり、後者は、飽くまでEstoppelという法理に起源を有するものであって、特許を得る過程で自らが放棄した部分について事後的に権利を主張することは許されないとする原則である。

外部証拠^(*5)は、発明時点での先行技術を明らかにして、クレーム文言の理解を助ける意味で用いられるが、飽くまで裁判所の技術理解を助けるためのものであり、クレーム文言の曖昧さを明らかにするためのものではないという考え方がMarkman控訴審判決でも示されている。どこまでを外部証拠とするか、またどの程度外部証拠に依存すべきかについては連邦巡回控訴裁判所(CAFC)の判断に若干混乱が見られる。また、このような判例においても、クレーム解釈を法律問題として位置付けることを前提としていることから、陪審が果たすべき事実問題についての審理を実質的に裁判官が法律問題という名の下に取り扱ってしまっているという批判も見られる。

(4) 小括

文言上の侵害、均等論の下での侵害のいずれも、クレーム解釈が出発点であり、解釈基準の明確化が重要な意味を有する反面、実際には、多様な個別具体的クレームを対象とする以上、解釈基準を定型的にまとめることは極めて困難でもある。

基本的な判断要素や判断スキームについては、これまでの判例の蓄積によって、かなり明確になっており、Markman控訴審判決において「集大成」が図られており、昨今の判例はこれを踏襲している事案が多い。

その一方で、クレーム解釈という作業そのものが、そもそも法律問題であるのか事実問題であるのかという根本的な問題を

をめぐっても、いまだに議論の余地は残っており、これに関連して、外部証拠の取扱い、明細書によるクレーム文言の限定の程度といった個別的な問題について若干の混乱がある。

2 均等論に関する判例の動向

(1) ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決^(*6)で示された均等論の判断基準

(i) 均等(equivalents)範囲の判断基準

原審のヒルトン・デービスCAFC大法廷判決は、クレーム構成要素と対象製品の対応要素との相違が非実質的か否かは、グレーバー・タンク最高裁判決^(*7)における3要素テスト^(*8)を承継する旨を明らかにした。そして、異なる要素への置換可能性についての当業者の認識可能性^(*9)に関する判断基準時は、出願時ではなく、侵害時であることが明らかにされた。

ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決では、これら判断を否定しなかったが、ケースごとに事案に応じて違った判断手法が適当な場合もあるとして、均等範囲のテストの系統立てがより洗練されていくことを今後のCAFCの判決にゆだねるとされた。

(ii) 侵害の意図の有無について

均等論の適用は、侵害の意図があったか否かによって左右されないことが判断された。

(iii) オール・エレメント・ルールについて

発明を全体として対比するのではなく、クレームの個々の構成要素と対象製品の対応要素とを対比しなければならないとの判断が示された。

(iv) 審査経過禁反言について

審査経過禁反言の法理により、権利者が放棄した発明に均等範囲は及ばないとされたが、特に補正については、特許要件具備を目的とした減縮補正に対して禁反言が適用されるとともに、減縮補正の目的が立証されない場合、禁反言が推定されることが判断された。

(2) ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決後のCAFCの判断

(i) 均等範囲の判断基準

ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決では、テストの系統立てが洗練されていくことをCAFCにゆだねるとされたが、3要素テスト及び置換可能性の当業者の認識可能性の二つの判断基準が現在の判断手法である。3要素テストについて、CAFCによる幾つかの判決^(*10)がなされているが、「実質的」の範囲

(*4) Bell Atl. Network Servs., Inc. v. Covad Communs. Group, Inc., 262 F.3d 1258 (Fed.Cir. 2000); SciMed Life Sys. v. Advanced Cardiovascular Sys., 242 F.3d 1337 (Fed.Cir. 2000).

(*5) 外部証拠“extrinsic evidence”は、内部証拠以外の、先行技術を理解するための証拠を指す。先行技術文献、専門家証言等が挙げられるが、どこまで含まれるかは判例によって判断が異なる。

(*6) Warner-Jenkinson Co. v. Hilton Davis Chemical Co., 520 U.S. 17, 41 USPQ2d 1865 (1997).

(*7) Graver Tank & Mfg. Co. v. Linde Air Products Co., 399 U.S. 605, 85 USPQ 328 (1950).

(*8) 3要素テストは次の三つの同一性テスト。①実質的に同一の機能、②実質的に同一の方法、③実質的に同一の結果

(*9) グレーバータンク事件最高裁判決では「whether persons reasonably skilled in the art would have known of the interchangeability」を均等論の判断基準として示しており、「当業者が置換可能性を知り得たか」が適切な理解である。

を示したCAFC判決はなく、個々の事例ごとに判断されている。Kemco Sales事件においては、3要素テストによって実質的に相違と判断された場合には、置換可能性の当業者による認識可能性についての議論は不要とされた。特許に対して回避設計がなされた場合^(*)11)、あるいは対象製品が先行技術として拒絶理由通知に引用されている場合^(*)12)、実質的相違とされる可能性が高いとの判断もなされている。

(ii) オール・エレメント・ルールに関するCAFCの判決

対象製品のクレーム対応構成要素の有無を問題とし、クレーム構成要素を任意に組み合わせてよいとするルール(limitation by limitation rule)を判断した多くの事例^(*)13)がある。一方、オール・エレメント・ルールを厳格に適用し均等を否定した事例として、クレーム構成要素が明確であるとして均等論適用を否定した事例^(*)14)、均等範囲を認めるとクレームの限定要素が意味をなさなくなるとして均等論の適用を否定した事例^(*)15)、明細書の記載に照らしてクレームを限定的に解釈し、均等論の適用を否定した事例^(*)16)が挙げられる。

(iii) 置換の認識可能性の判断時期について

判断時期が侵害時とされたことにより、実施開始時には均等範囲に属さなかったが、時間経過とともに均等範囲に属する事態もあり得る。この点につき、ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決後にCAFCで争われた事例はないが、公知技術の抗弁は出願時の技術水準のみならず侵害時の技術水準も考慮すべきとの意見も見られる。

(iv) 審査経過禁反言に関する事例

CAFCでは、審査経過禁反言をどの程度厳格に適用するか統一がとれていなかった。

このため、フェスト大法廷判決^(*)17)において次の事項が判断された。

- ① 特許性に関連する実体的理由とは、先行技術を克服する補正に限定されず、特許権発生に対して影響を与えるあらゆる理由も含む。
- ② 自発的な補正によっても禁反言が生じる。
- ③ クレーム補正により禁反言が生じる場合、均等範囲は一切認められない。
- ④ 補正の理由が不明で禁反言が推定された場合、均等範囲は一切認められない。

フェスト大法廷判決後のCAFC判決としては、これを厳格に踏襲する判決が見られる一方、クレーム構成要素の再定義

には禁反言を適用しないとする判決^(*)18)も確認された。

なお、フェスト大法廷判決は、上記争点のうち①及び③を審理対象として最高裁判所に上告受理されている。最高裁の審理については、米国政府から意見書が提出されている。意見書では、“完全障壁アプローチでは、減縮補正後に開発された後発技術(after arising technology)についても均等論が適用されないことになるが、ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決は、減縮補正による禁反言の推定は反駁可能として、後発技術について反駁を認めないと、均等論による後発技術への置換保護を認めた同最高裁判決に反する”と述べている。その他にも様々な意見書が提出されており、判決の行方が注目される。

(v) 仮想クレームによる均等論の判断

ワーナー・ジェンキンソン最高裁判決では特に判断されていないが、仮想クレームが、先行技術に基づいて特許性がないと判断される場合に、当該仮想クレームに含まれる対象製品の均等論侵害はないとする、仮想クレーム理論が認められている。

(3) 均等論適用の趣旨について

均等論は、ドラフターを救済するものではなく、また、Sage事件では、出願時においてクレームされることが合理的に予測される範囲には均等論は適用されないと判断された。これは、均等論が、出願時においてクレームを見た当業者が予測できる技術への置換ではなく、出願時に存在しない後発技術への置換範囲の保護を主眼とすることを示唆するのではないかと考えられる。

この点につき、明細書に開示されながらクレームされなかった発明に均等範囲が及ぶか否かが、Johnson & Johnston事件^(*)19)で審理中であるが、上記趣旨にかんがみると、クレーム非記載事項には均等範囲は及ばないとする判決が出されることも考えられる。

(4) まとめ

米国では、クレームの公示機能を非常に重視し、以前に比べてクレーム範囲を公衆がより理解しやすいよう解釈する傾向にある。特に、フェスト大法廷判決で判断された審査経過禁反言や、オール・エレメント・ルールはこのことを端的に示すものといえよう。

今後、公示機能重視という観点から、「均等論の判断」について、それぞれのケースごとに明確な取扱い、特に、3要素テ

(*)10) *Instituform Tec. Inc. v. CAT Contracting Co.*, 48 USPQ 2d 1610 (Fed. Cir. 1998); *Kemco Sales Inc. v. Control Papers Co.*, 54 USPQ 2d 1308 (Fed. Cir. 2000).

(*)11) *Roton Barrier, Inc. v. The Stanley Works*, 37 USPQ 2d 1816 (Fed. Cir. 1996).

(*)12) *National Presto Indus., Inc. v. West Bend Co.*, 37 USPQ 2d 1685 (Fed. Cir. 1996).

(*)13) *Festo Co. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co.*, 50 USPQ 2d 1385 (Fed. Cir. 1999)他.

(*)14) *Sage Products, Inc., v. Devon Industries, Inc.*, 44 USPQ 2d 1103 (Fed. Cir. 1997).

(*)15) *Dr. Raymond G. Tronzo, v. Biomet, Inc.*, 47 USPQ 2d 1829 (Fed. Cir. 1998).

(*)16) *Scimed Life Systems, Inc. v. Advanced Cardiovascular Systems, Inc.*, 58 USPQ 2d 1059 (Fed. Cir. 2001).

(*)17) *Festo Corp. v. Shoketsu Kinzoku Kogyo Kabushiki Co.*, 56 USPQ 2d 1865 (Fed. Cir. 2000) (en banc).

(*)18) *Turbocare Division of Demag Delaval Turbomachinery Co. v. GE*, 60 USPQ 2d 1017 (Fed. Cir. 2001).

(*)19) *Johnson & Johnston Associates Inc. v. R.E. Service Co., Inc.*, 238 F.3d 1347, 2001 U.S. App. LEXIS 4038 (Fed. Cir. 2001)(en banc)(本事件は、本調査研究の報告書発行後の2002年3月28日に判決がなされ、明細書に開示され、かつ、クレームされなかった発明には均等が及ばない旨が判断された。)

ストの「実質的」の判断基準や、どのような場合に置換可能性及び当業者の認識可能性を適用すべきかの判断基準の明確化と共に、出願経過禁反言と均等論との関係が重要である。

3 機能的クレームの解釈に関する判例の動向

(1) 概説

米国では、実務上の必要性と明確性の原則の調整として、機能的クレームに関しては、米国特許法112条6項という特別な条項が設けられており、審査実務も、クレーム解釈も同条項を前提に展開されている。このような特別の規定がない我が国特許法とは異なる規律をしているように見受けられるが、同条項は、特許法の基本原則を機能的クレームに対して適用した場合の解釈指針の表明と考えられ、機能的クレームの受容の在り方を示していると考えられる。したがって、我が国特許法における、同形式クレームの処理の解決指針に対する重要なガイダンスになるといえる。

(2) 明確性の原則と機能的クレーム

機能的クレームについては、同法112条2項に規定される明確性の原則に反するのではないかという批判があり、Halliburton最高裁判決では、曖昧で広範すぎるとして無効とする判決を下した。これに対して連邦議会は、実務上の要請を受け入れ、1952年特許法改正により、112条6項を追加し、一定の条件の下で機能的クレームの記載を認め、明確性の原則に反するという瑕疵は立法的に解決された。

(3) 機能的クレームの審査過程における取扱い

従前USPTOは、112条6項を審査段階では適用せず、字句どおりに解釈し判断していた。

しかし、権利化後の112条6項による限定解釈に比して審査段階の広い解釈は不当であるとの批判もなされていた。

これに対してDonaldson大法廷判決^(*)20)は、従前の審査実務を否定し、審査過程においても112条6項は適用されると判示した。実際の審査実務においては、審査官が、クレームが公知技術と明細書で開示された構造等の均等物の範囲内にあることを一応示せば、立証責任が転換して、出願人において、均等物の範囲内ではないことを示さなければならないとされている。

(4) 米国特許法第112条6項の適用の有無

112条6項が適用されることによりクレームの解釈が特別の取扱いとなるため、どのような場合に同条項が適用されるかが問題となる。

Unidynamics事件^(*)21)において、CAFCは、“for”という文言がなくても112条6項が適用されると判断した。Media Communications事件^(*)22)において、CAFCは、“means for”の文言がない場合には、112条6項の適用のない旨の推定が働き、かつ、クレーム上の文言は特定の構造を指称するとして、112条6項の適用を認めた下級審判決を覆した。上記推定の下でも、機能を実現する手段を適切にクレームしない機能的クレームが記載されている場合には112条6項の適用がある^(*)23)。

このような解釈を採用することにより、明確性の原則に反して特許が無効になるという瑕疵を救済することができる。

112条6項は特許権者に対して有利、不利両面に機能する。同条項が適用されると、クレームが広範かつ曖昧で明確性の原則に違反するという瑕疵が治癒されて、無効原因が取り除かれる反面、権利化後の権利範囲が、明細書に記載された具体的な構造、材料、行為とこれらの均等物に限定される。

(5) 機能的クレームの文言解釈

対象製品がクレームの文言をすべて充足しても侵害とならない法理を逆均等論といい、112条6項に規定される機能的クレームでは、クレームに該当するにもかかわらず、明細書に開示された構造、材料又は作用と同一かあるいは均等でない場合は侵害とならないので、逆均等論を制度上採用したものであるとされる^(*)24)。

したがって、機能的クレームが文言上満たされるためには、対象製品が、明細書に記載された具体的な構造、材料又は作用と同一かあるいは均等であり、かつ、機能が同一であることが認定されなければならない^(*)25)。

もともと、機能の同一という要件は、112条6項の「均等物」を均等論と類似するテストで判断することにより解消されるが、いずれにしても、機能の同一性が必要とされる。

112条6項に規定される「これらの均等物」と均等論は、適用の場面を異にしていることは当然の前提として、両者の相違が問題となる。

前記Valmont判決では、均等論では3要素テストによって判断されるが、112条6項では、明細書に開示された構造と対象製品との比較のみがなされる点で相違するとされた。

対してChiuminatta事件^(*)26)においては、両者は、その起源を異にししながら、互いに類似する方法で検討されるとした上で、① 非実質的差異の判断時期が、均等論の場合は侵害時であるが、112条6項の場合は特許発行時であるので、均

(*)20) In re Donaldson Co., 29 USPQ 2d 1845 (Fed. Cir. 1994).

(*)21) Unidynamics Corp. v. Automatic Products International, 48 USPQ 2d 1099 (Fed. Cir. 1999).

(*)22) Media Communications LLC v. ITC, 48 USPQ 2d 1880 (Fed. Cir. 1998).

(*)23) Micro Chem. Inc. v. Great Plains Chem. Co., 52 USPQ 2d 1258 (Fed. Cir. 1999).

(*)24) Valmont Indus. Inc. v. Peinke Mfg. Co. Inc., 25 USPQ2d 1451 (Fed. Cir. 1993).

(*)25) Penwalt Corp. v. Durand-Wayland, Inc., 3 USPQ 2d 1737, 1739 (Fed. Cir. 1987).

(*)26) Chiuminatta Concrete Concept Inc. v. Cardinal Indus. Inc., 46 USPQ 2d 1752 (Fed. Cir. 1998).

等論は特許発行後の技術をも対象とするが、112条6項にいう均等は特許発行時に存在した技術のみが対象となること、②112条6項の非本質的差異は、機能が同一であることが必要であり、均等論では、機能、方法及び結果において実質的同一でよいことの2点が相違するとした。さらに、特許発行時に知られていた均等物を対象とする場合には、112条6項の下で均等でないと判断されれば、均等論の適用からも除外されると判示した。

Odetics事件^{(*)27}では、112条6項では、機能の同一を前提として、均等論と類似するテストが用いられることを認めたが、クレームされた機能に対応する構造等の全体がクレームの限定であるから、構造等を更に分析して要素ごとの対比をすべきではないとして、オール・エレメント・ルールは採用すべきでないとした。

このように、判例上112条6項の「均等物」の判断については、統一的なルールがあるわけではなく、流動的な状態にあるといえる。

(6) 機能的クレームと均等論

機能的クレームに対する均等論の適用は、従前は傍論であり得るとされていたのみであったが、WMS Gaming事件^{(*)28}において、初めて実際にCAFCがこれを適用した。

本事件では、CAFCは、機能が同一でないことから文言上の侵害を否定した上で、対象製品とクレームの機能は実質的に同一であるとし、方法、結果も実質的に同一であるので、均等論による侵害を認め得ると判示した。

現在の米国判例法上、機能的クレームに関しては、第一に、対象製品が、明細書に開示された物と、その機能において同一ではないが、実質的に同一と認められる場合と、第二に、出願後に存在していない技術に基づく置換が問題となる場合の、二つの類型があることになる。

4 プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈に関する判例の動向

(1) プロダクト・バイ・プロセス・クレームとは

本来の、「製品」のクレームは構造的な特徴によって定義され、侵害品が異なる製法で製造されたとしても、クレーム文言に入る製品であれば侵害となる。

プロダクト・バイ・プロセス・クレームは、その一部が製法によって定義されたものである。このようなクレームは同一の方法による製品に限定解釈される可能性があるため、一般的に権利者は製品クレームを好むが、発明した製品の性質を定

義するのが困難な場合に、プロセス・クレームに加えて、プロダクト・バイ・プロセス・クレームを記載することが好まれている。米国特許商標庁(USPTO)は、明確性が満たされる限り、そのような記載を認めている^{(*)29}。

(2) プロダクト・バイ・プロセス・クレームの審査における解釈

審査段階で、このようなクレームは、広く解釈され、特許性を判断されている。

先行技術が、当該クレームに係る製品とわずかな差しかないと合理的に判断される製品を示している場合には、新規性・非自明性の欠如により拒絶される。USPTOは、自ら製品を製造して物理的に比較を行うことはできないので、審査官の立証負担を軽減すべく、一応新規でない、あるいは一応の自明性を示すことで拒絶できるとされている^{(*)30}。

(3) プロダクト・バイ・プロセス・クレームの権利解釈

このようなクレームの権利解釈について、CAFCにおいては、同じ製品であれば製造方法にかかわらず権利に含まれるとする判決と、同じ製品であっても製造方法が異なれば権利に含まれないとする判決がなされている。

Scripps事件^{(*)31}で、CAFCは、特許性を判断する際に、製品はクレームに記載された製法に限定されないものとして解釈した上で、クレームは有効性と侵害とで同じように解釈されなければならないから、このようなクレームの解釈は、クレームに記載された製法によって製造されたものに限定されないと判示した。ただし、本件では、被告の製品は、純度の面で権利者の製品と異なり、それより優れているとの理由により、逆均等を適用し、非侵害と判断された。

Atlantic事件^{(*)32}で、CAFCは、Scripps判決に基づき製造方法に限定されないとのAtlanticの主張に対して、Scripps事件は過去の最高裁判決を十分に検討していないとした。その上で、製造方法に限定して解釈した幾つかの最高裁判決を引用し、侵害の判断においては、行政的な特許性の判断とは異なり、製法限定を読み込むものと判断した。

これら二つの合議体によって相反する判決が出されたため、Atlanticは大法廷での再審理を求めたが、4名の判事による反対意見もなされたものの、結果として否決された^{(*)33}。

その後、地裁判決においても、同じ製品であっても製造方法が異なれば権利に含まれないとする判決と、同じ製品であれば製造方法にかかわらず権利に含まれるとする判決^{(*)34}がなされており、後者はCAFCに控訴されており、行方が注目される。

(*)27) Odetics Inc. v. Storage Tech Corp., 51 USPQ 2d 1225 (Fed. Cir. 1999).

(*)28) WMS Gaming Inc. v. International Game Tech., 51 USPQ 2d 1385 (Fed. Cir. 1999)Cir. 1999)他。

(*)29) MPEP § 706.03(e) (1974).

(*)30) MPEP § 2113 (2001).

(*)31) Scripps Clinic & Research Fdn. v. Genentech, Inc., 18 USPQ 2d 1001, 1016 (Fed. Cir. 1991).

(*)32) Atlantic Thermoplastics Co. Inc. v. Faytex Corp., USPQ 2d 1481 (Fed. Cir. 1992).

(*)33) Atlantic Thermoplastics Co. Inc. v. Faytex Corp., 23 USPQ 2d 1801 (Fed. Cir. 1992).

(*)34) Trustees of Columbia University v. Roche Diagnostics GmbH, (D. Mass. No. 93-11512-NG, 2000).

(4) ワシントン大学竹中教授の意見

本調査研究で開催した米国調査会で、ワシントン大学竹中教授は次のような問題点を挙げた。

まず、この形式のクレームは、実施可能要件、記載要件、明確性要件について審査が困難であり、権利化後に構造的な特徴等を追加することも出来ないため、無効とされる危険性が高い。また、CAFCは実験的利用の例外の原則をほとんど認めていないので、競業者は、特許製品を製造して自らの実施品と比較することも出来ない。加えて、構造的な特徴がないため、構成要素ごとの比較も出来ない。したがって、この形式のクレームはクレームの記載の仕方として意義のあるものではない。

(5) 考察

侵害の判断において、製法が異なっても同じ性質を持てば侵害になるとすると、第三者が、実際に特許製品を製造して、自社製品と同じ性質を有するかどうかの比較をすることが必要となり、これは第三者に過度の負担を強いるものではないだろうか。また、プロダクト・バイ・プロセス・クレームは性質による特定が困難と考えられる。バイオテクノロジーのように、新しく、進歩が著しい技術分野においては、出願時には構造的な特徴を示すことができないので、製法によりクレームの一部を特定して権利を取得し、その構造が解明された後に、製法が異なる同じ物に対して権利を及ぼすことは適切であると考えられる。しかしながら、クレームは第三者に対する公示機能を本質とするのであるから、第三者が不測の不利益を被ることのないよう、開示された製法以外の製法で製造された物に権利を及ぼすことには慎重になるべきであろう。

裁判所における有効性の判断におけるクレーム解釈について、USPTOと同様に広く解釈する判断もあり得るが、侵害の判断において、クレームに記載された製造方法によって得られた製品のみが侵害になるとすれば、それ以外の部分について有効無効を判断する必要はないであろう。すなわち、侵害の判断と同じようにクレーム解釈をすればよいと考える。

侵害判断におけるクレーム解釈は、上述するように、クレームに記載された製造方法にしか及ばないと判断が多いように思われるが、審査におけるクレーム解釈について、明細書の記載にかかわらず、一律にそのような解釈手法を定立するのも適切ではない。したがって、USPTOでの審査のように、記載された製法に限定せずにクレームを広く解釈して、物の新規性・非自明性を判断することにも意味があるといえよう。

プロダクト・バイ・プロセス・クレームと一言でいっても、個別クレームの態様、明細書との整合性、特許性のポイント等、侵害訴訟における解釈論には多くの問題がある。したがって、製法に限定されるか否かと二つに割り切って、その是非を結論付けてしまうのは米国におけるクレーム解釈の指針として正確とはいえないであろう。上述するScripps事件とAtlantic事

件の具体的状況と判事の意見からも当該クレーム解釈の難しさがうかがえるとともに、ケースに応じた柔軟な解釈の在り方が参考となり、今後の判決が注目される。

II 英国における判例の動向

1 欧州の中での英国のクレーム解釈の特徴

英国のクレーム解釈は厳格なことで知られている。中心限定主義的色彩の強いドイツと比較すると、英国は、周辺限定主義を志向し、法的安定性を重視した。同じ技術について争われたエピレディ事件では、ドイツでは侵害が肯定されたのに対して、英国では侵害が否定され、その違いが如実に現れている。

欧州域内の制度調和への取組みの中で、欧州特許条約69条及びその解釈に関する議定書により、クレーム解釈の基準を明確化しようとの努力もなされているが、今なお、その相違は無視し得ないものとされている。

英国におけるクレーム解釈は、1852年法により明細書提出が義務化されることに始まり、1949年法によりクレームとは「特許請求の範囲を定義するもの」と定義され、クレームの周辺限定機能は制度上次第に高まった。クレームを緩和的に解釈する理論としては、1877年には、「真髓(Pith and Marrow)」が一致していれば侵害が成立し得るとする「真髓理論」が現れるが、基準が明確ではなかった。その後、1973年に成立した欧州特許条約に関する議定書には、英国流の厳格な解釈とドイツ流の緩和な解釈の中庸が適当であることを示唆する文言が盛り込まれ、英国では、1977年に特許法を全面改正し、125条が設けられた。

クレーム解釈に関する判例としては、1982年にCatnic事件で「目的論的解釈(purposive construction)論」という、今日のクレーム解釈の基礎をなす判決を下し、さらにImprover事件判決において、Catnic基準の定式化が図られた。

なお、上記二つの判決は、旧法下で成立した特許に関する事案であり、Catnic判決で呈示された目的論的解釈論は旧法の下でのコモン・ロー上のクレーム解釈基準ということになる。この目的論的解釈論(Catnic=Improver基準)が、現行法下で成立した特許にも適用され得るかということの一つの論点となり得る。下級審判決の中には、コモン・ロー上のCatnic基準ではなく、欧州の動向に眼を向けつつ、125条の制定法の解釈に徹すべきだとする見解もあるが、判例・多数説は、Catnic判決が、現行法下で成立した特許のクレーム解釈に関しても先例としての価値を有するとしている。

2 クレーム解釈の基準

(1) Catnic=Improver基準

英国の裁判所で用いられるCatnic=Improver基準と呼ば

れるクレーム解釈の基準は、次の三つの要件からなる。

第一要件「相違する部分が当該発明の機能する態様に実質的な影響を与えないこと。」

第二要件「相違する部分が当該発明の機能する態様に実質的な影響を与えないことが当該特許の公表の日において当業者に明白であったこと。」

第三要件「第一要件及び第二要件を充足するにもかかわらず、クレームの文言に接した当業者が、本質的な意味に厳格に従うことが当該発明の不可欠な要件だと発明者が意図していたと判断しないこと。」

我が国の5要件に当てはめると、第一要件は「作用効果の同一性」、第二要件は、判断時が特許の公表の日である点で大きく異なるが、「容易想到性」に対応する。

第三要件は、第一要件及び第二要件を充足する以上、当業者であればより広いクレームを作成できたと考えられるにもかかわらず、あえて狭いクレームを作成したことを当業者がどう評価するかという点を問題にする。クレームの文言を見た当業者が、特許権者は権利範囲を文言どおりに厳格に解する意図で当該文言を選択したのだと判断する場合には、侵害が否定される。我が国での「意識的除外」の議論と共通する考え方であり、この第三要件を厳しく適用すると、いわゆる均等論は実質的にほとんど認められなくなってしまうことになり、第三要件の適用をいかになすかということが一つの課題となっている。

第一要件及び第二要件は事実問題であるとされているのに対して、第三要件は法律問題とされており、第一要件及び第二要件は、第三要件の判断の前提事実を明らかにする役割を果たすものとされている。

なお、出願経過禁反言の法理は明確な形では存在しない。また、いわゆる公知技術の抗弁に対応するものとしては、Gillette defenseと呼ばれる法理の存在が知られているが、有効性判断が侵害訴訟でなし得ることもあり、余り活用されていない。

(2) 根拠条文

現行特許法(1977年法)上のクレーム解釈に関する根拠条文は125条に置かれている。

なお、125条3項に引用されている欧州特許条約69条に同様の条文が存在し、その解釈に関する議定書では均等に関する一文も盛り込まれている。均等に関する議定書の最後の一文は、2000年改正によって加えられたものであるが、妥協の産物であり、準備段階での様々な議論は表現されなかった。この一文による影響については今後の動向を見守る必要がある。

3 最近の判決例

最近の裁判例の中で、Catnic=Improver基準により侵害を

肯定した事例を概観する。

まず、Kastner v. Rizla事件判決では、地裁(Patent County Court)では侵害を否定したが、控訴院で侵害の成立が認められた。控訴院判決([1995] RPC 585)では、周知技術を単に置換したにすぎない「明白な機械的均等 (mechanical equivalents)」と、より規範的な目的論的解釈を経た上で侵害の判断がなされ得る「機械的均等」が分けられており、本件では、目的論的解釈による侵害が認められた。判決は、第三要件に焦点を当て、相違する部分が本質的部分でないので、特許権者が厳格にクレームの文言に従うことを意図していたと当業者が判断することはないとして、侵害を肯定した。Biolet v. Valmet事件判決([1997] RPC 479)では、クレームを分説し、被告製品と相違するエレメントの意義について目的論的に解釈するという形で侵害の結論を導いている。その他にも数件の判決が挙げられる。

侵害を否定した事例には次のようなものがある。

第一要件に基づき侵害を否定したものとしては、Daily v. Etablissements Fernand Berchet事件判決([1993] RPC 357)がある。本事件では、特許発明の作用・効果が被告製品には存在しないことを理由に、侵害を否定している。またごく最近の事例では、Amersham Pharmacia Biotech v Amicon事件判決([2001] EWCA Civ 1042)において、特許発明と同じ効果が得られても、全く異なるメカニズムを採用する被告技術に特許権の保護範囲が及ぶことはあり得ないとして、侵害を否定している。

第二要件に基づき侵害を否定したものとして、まずPLG Research v. Ardon International事件判決([1995] FSR 116)がある。本事件では、被告製品に置換しても作用効果に実質的影響のないことが当業者に明白であったとはいえないとして、侵害が否定されている。

最近注目されているAmerican Home Products v. Novartis Pharmaceuticals事件判決(第一審:[2000] RPC 547、控訴審:[2001] RPC 159)でも、第二要件が問題とされた。免疫抑制剤のラパマイシンに関する事案であるが、第二医薬用途に関するスイス型クレームの事例であり、誘導体についての言及はクレームにはなかった。合成誘導体を用いる被告に対する侵害訴訟において、地裁(High Court)では、ラパマイシンが薬効を発揮するしくみは優先日時時点で当業者に知られておらず、どの誘導体が同一の作用効果を有するかは知られていなかったが、誘導体が同様の効果を発揮する蓋然性の高いことは当業者に予測可能であったことにかんがみ、侵害が肯定された。しかし、控訴審判決では逆の結論が導かれた。誘導体が同一の作用効果を有するであろうことを当業者が予測できたというだけでは、第二要件を満たすに十分ではなく、問題となった誘導体が実際に同一の薬効を有することが当業者に明白であったことが必要であるとして、第二要件の該当性を

否定し、加えて、クレームに誘導体に関する記述をしなかったのは特許権者が厳格に文言に従うことを意図していたためであると当業者は判断するであろうとして、第三要件の該当性も否定し、侵害の成立を否定したのである。本件については貴族院(House of Lords)での判決が待ち望まれている。

第三要件に基づき侵害を否定したのものとして、Optical Coating Lab. v. Pilkington事件判決([1995]RPC 145)がある。本事案では、特許権者は、権利の有効性に疑義が生ずるおそれがあるため被告製品の技術をあえてクレームしなかったためであり、被告製品の技術にまで権利を及ぼす意図はなかったと当業者は判断するだろうとし、侵害を否定している。第三要件の該当性が否定されるのは、特許権者がクレームの文言に権利請求を限定することを欲する「もっともな理由(plausible reason)」が存在する場合であるとしたことが注目される。

以上のように、判例の蓄積が進んでいるが、Catnic=Improver基準に関して今後明らかにされるべき課題は、第二要件の基準時及びその基準、第三要件の基準の明確化であろう。

4 機能的クレーム及びプロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈

我が国と同様に、英国においては、機能的クレーム、プロダクト・バイ・プロセス・クレームのいずれについても権利解釈に関する特別な取扱いを定める規定は設けられておらず、通常のクレームとして認められる範囲内で解釈適用されている。今回の委託調査では、現在は審査及び権利解釈における問題点について特段深く議論されていない旨が報告されている。

III ドイツにおける判例の動向

1 特許クレーム解釈についての規定

(1) 現行法上の規定

現行法上、欧州特許条約69条1項及びドイツ特許法14条がクレーム解釈に関する規定であり、さらに、欧州特許条約69条の解釈についての議定書がある。

ドイツの判例によれば、この解釈議定書の規定するところは、同文の規定であるドイツ特許法14条の解釈にも適用される^(*)35)。ドイツにおけるそれ以前のいわゆる「一般的発明思想」の概念に基づく、特許請求の範囲を離れた広い解釈を明確に排除しており、ドイツの発明の保護範囲の解釈はこの規定によって必然的に変わることとなった。この議定書は法的な効力を有するものとされている。

(2) 改正についての動向

欧州特許条約69条の解釈議定書について、2000年1月に、欧州特許機構(European Patent Organisation)加盟国の外交官会議で、均等論及び包袋禁反言に関する項目の追加が提案されたが、2000年11月のミュンヘン外交会議において、これらに対して英国から強い反対が示された。また、ドイツからも均等の判断時を侵害時とすることには強い反対が示された。結論として、均等論については、提案から修正された項目が追加され、包袋禁反言については、追加の項目が削除された。

2 同一性侵害

ドイツにおいて、文言侵害とはwortsinngemässe/identische Verletzung(文意/同一性侵害)と称される。

同一性侵害は、単なる文言の文意のみによって保護範囲を決定するものではない。

「特許請求の範囲の文言に拘束されることは許されない。発明の対象の技術的意義を無視することは許されない。」「その通常の機能によれば同一の機能を達成することが当業者に知られている解決手段もまた、特許明細書に明示的に記載されていなくても、技術的に理解される解決手段の語義に入る。」「^(*)36)

特許侵害の判断は、まず同一性侵害の範囲、すなわち特許請求の範囲の意味するところを確定する。「特許侵害の判断においては、まず、当業者の理解を踏まえての特許請求の範囲の内容を確認することである。すなわち、当業者によって推量される特許請求の範囲の文言の意味(意味的關係)を探求することである。もし、イ号において、そのように探求された特許請求の範囲の意味するところを使っているのであれば、保護が請求されている発明は用いられているのである。」「^(*)37)

フォルムシュタイン(Formstein)の抗弁(自由技術水準の抗弁)とは、優先(出願)時の技術水準から見て、侵害の主張されている態様については、発明ではなく、したがって特許侵害が存在しないというものである。しかし、ドイツの判例は、特許の付与及び無効判断機関と、侵害判断をなす裁判所の権限分配に基づき、同一性侵害の場合にこの抗弁を認めない。したがって、いわゆるイ号が同一性侵害の範囲にあるとされ、特許の有効性に問題がある場合は、被告としては連邦特許裁判所に対し無効を請求する裁判を提起するしか方法はない。

3 均等侵害

(1) フォルムシュタイン判決による均等侵害の確認

フォルムシュタイン判決は、1976年法6条a項が効力を有するようになった後における均等の範囲について次のように確

(*)35) Benkard, *Patentgesetz* 9. S. 532(C. H. Beck, 1993); Formstein 判決, BGH GRUR 1986, 803, 805.

(*)36) Benkard a.a.O., S.532.

(*)37) BGH 1988.6.14—Ionenanalyse, IIC 2/1991, 249.

認した。

「当部の認識によれば、保護範囲の特許請求範囲の文言を超えて均等の実施態様まで広げることは、特許の客観的保護範囲についての探求方法、及び保護が与えられる範囲については、それぞれの国において違いが存在するが、欧州特許条約の加盟国の法的な考え方には合致している。1978年1月1日以降に出願された特許の保護範囲は、均等による発明の実施に関して、解釈によって確認されるべき特許請求の範囲の内容によって、確定される。」

(2) 均等の要件

- ① イ号の解決手段が発明と同じ課題を解決するか。
- ② それは同一の作用効果によるか。
- ③ 当業者が、特許請求の範囲に記載された発明に基づいて、同じ作用効果であると判断できるか。

(3) 均等の基準時

ドイツにおいては、優先権主張(出願)時とされる。すなわち、特許の対象は、特許明細書に記載され、優先権主張(出願)時の技術水準に属する当業者の知識を参照して探求すべきものであるとされており、したがって、特許発明と均等であるかについても優先権主張(出願)時の技術水準から判断すべきとされている。

しかし、この趣旨は、優先権主張(出願)時において存在しない同効材を使用した実施形態について、これを均等の範囲から排除するということでは必ずしもない。すなわち、新しい技術の同効材そのものではなく、特許請求の範囲に記載された構成をそのような同効材で置換することが優先権主張(出願)時の技術水準から判断されるとするものである。

(4) フォルムシュタイン抗弁

均等の範囲については、イ号の態様について、先行技術、優先権主張(出願)時の技術水準より、特許性がないとの主張が抗弁として認められる。

この抗弁は、前述のとおり、同一性侵害の範囲においては認められないものである。したがって、この抗弁の審理においては、方式として、イ号が、請求にかかる特許のすべてのメルクマールを具備し、その機能を奏して特許の保護範囲にあることが明らかにされた上で、さらには、少なくとも一つのメルクマールがイ号において均等的に用いられていることの確認、あるいは少なくともその仮定を前提とする。

4 包袋禁反言

特許発明の保護範囲の確定において、出願経過は、原則として、考慮されない。この理由として、判例^(*)38)において、次のように述べられている。①「14条も解釈議定書も、出願経

過について、保護範囲を確定するための解釈手段として規定していない。これらは、他の解釈手段を挙げていない。」、②「特許明細書に当業者にとって分かるように記載されていないのであれば、審査書類における陳述に基づいては、侵害事件で特許請求の範囲の保護範囲はその文言より狭く解釈することは許されない。」

このように、保護範囲の放棄、限定は、明細書において明確に示されなくてはならない。

ただし、包袋の内容が当業者に知らされた場合においては、例外的にその内容も特許の保護範囲の確定に用いられ得る^(*)39)。

5 機能的クレーム

ドイツにおいては、米国特許法112条6項のような規定は存在しないが、特許請求の範囲において、構成を特定する要件ではなく、得られるべき効果あるいは性状の記述によって発明を定義することは判例上認められている^(*)40)。委託調査では、IT分野の出願増加に伴って、この形式のクレームを使用する出願が増加していることが報告されている。

このような機能的クレームは、発明を構成上の要件で正確に特定することが不可能ないし全く実質的でない場合のみ認められる。

また、機能的クレームの記載は、記載された機能的要件に基づき、当業者が不必要な労苦なしに機能的な定義がなされたすべての領域において実施できるように、技術的教示の十分な開示がなされることを要する。したがって、① 解決手段に関するものでなくてはならず、発明の課題を記述するだけのものであってはならない。また、② 機能的要件に係るすべての領域で、当業者にとって、その要件の一般化が可能であることを要する。

機能的クレームの形式で記述された特許についても、保護範囲は特許法14条により確定されることになる。したがって、クレームに記載されたところと同一の効果又は特性を達成するすべての手段が特許保護の範囲に含まれることになる。機能的クレームは、それが明示的に述べられているかどうかにかかわらず、同一の機能を果たすすべての手段をまとめて示す機能的記述により発明を定義するものである^(*)41)。

そして、その裏返しとして、機能的クレームが一般化される全範囲において、新規性、進歩性が判断されるのである。

6 プロダクト・バイ・プロセス・クレーム

ドイツにおいては、機能的クレームと同じく、物の発明について、特許請求の範囲において製造方法あるいは製造に用いられる機器によって定義することが認められている。このよ

(*)38) BGHZ 3,365,370- Schuhsohle;BGH GRUR 59,317,319- Schaumgummi.

(*)39) Benkard, a. a. O.,S.520. BGH 25IIc420[1994]

(*)40) BGH GRUR 85,31-Acrylfasern; Schulte "Patentgesetz mit Europaischem Patentuebereinkommen" Aufl.,S.575 参照

(*)41) Schulte a.a.O.,S.504, Benkard a.a.O.,S.493.

うな形式の特許請求の範囲の記載方法が問題となるのは特に新規の化学物質に関してであるが、ドイツの代表的なコメントールは、このような特許に関し「製造方法に関係なく、物質そのものの保護が与えられる。そして、そこにおいては、新規物質が、特許請求の範囲において、構造式によって定義されるか、あるいはその製造方法若しくは製造機器によって定義されるかは問題とならない。」と述べている^(*42)。

物の発明について、特許請求の範囲において製造方法により特定することは、ほかにより適当なる特定方法がない等において例外的に認められるものであり、かつ、それにより一義的に物が特定されることを要する。

特許性は、特定された物について判断され、その保護範囲も、特許請求の範囲に記載された製造方法によって製造された物に限定されず、同じ特性の物すべてに及ぶ。

主要な連邦最高裁の判決としては、Trioxan事件判決(GRUR 1972, 541;3 IIC 1972, 226)、Farbbildrohre事件判決(GRUR 79,461,464)が挙げられる。

IV 終章

本調査研究では、委員会に加え、米国よりCAFCのランドール・R・レーダー判事と竹中俊子ワシントン大学教授を招き、委員との意見交換会を開催した。欧州については、サイモンズ&サイモンズ法律事務所とフォシウス&パートナー特許事務所に対する委託調査を実施した。

調査研究では、まず、特許権侵害に関する規定上の構造と、特許クレームの文言解釈の一般原則を明らかにした。

均等論について、米国では1997年のワーナー・ジェンキンソン最高裁判決以降の判決を主たる調査対象として分析した。そこでは、特に、同判決が、当業者の置換可能性の認識という、均等論適用の基準時を侵害時としていることの問題点として、それにより時間とともに均等の範囲が広がるおそれがあるという点が挙げられている。また、審査経過禁反言については、2000年のフェストCAFC大法廷判決に代表されるように厳格に適用されている傾向がうかがえる。

英国においては「目的論的解釈論」(Catnic=Improver基準)が判例による解釈原則となっている。しかし最近、「明白な機械的均等」又は「機械的均等」という用語を用いる判決も現れていることが注目される。また、容易想到性に対応する第二の要件の基準時が「特許公表の日」とされていることも重要な論点として残されている。さらに、第三の要件について、最近の判例では、この要件が否定されるのは、特許権者がクレーム文言に権利請求を限定することを欲する「もつともな理由」が存在する場合であるとしていることが注目される。

ドイツにおいては、1986年フォルムシュタイン連邦裁判所

判決によって示された解釈原則が踏襲され、均等論もこの原則の下で展開されている。2000年に開催された改正外交会議において、EPC69条の解釈議定書を修正して、均等判断時を侵害時とする案が提案されたが、ドイツは、従前どおり優先日時点を主張し、これに同意しなかったことが報告された。

機能的クレームの解釈に関し、米国では、112条6項の立法過程、趣旨等が確認されたが、均等論と均等物の関係について、両者の判断方法については流動的な状況であることが確認された。注目すべきは、機能的クレームについても「均等論」の適用が認められており、その際、イ号が、明細書に開示された物と、その機能において同一ではないが、実質的に同一である場合と、出願時に存在していない技術に基づく置換という二つの類型があるということである。

英国でも機能的クレームの記載は認められているが、その解釈の方法なり基準それ自体が問題とされていることはないようである。ドイツ特許庁も、厳格な条件の下に機能的クレームの記載を許容している。ドイツ委託調査では、機能的クレームはそこで述べられた一般的な範囲に相当するすべてに権利が及ぶ旨の報告もなされた。

最後に、プロダクト・バイ・プロセス・クレームについては、USPTOの審査では、広く解釈され製品として特許性が判断されている。一方、侵害事件においては、同じ製品であれば製造方法にかかわらず権利に含まれるとするものと、同じ製品であっても製造方法が異なれば権利に含まれないとするものとに判決が分かれている。これらの判断の相違は、製法に係るクレームの表現の仕方や特許性の所在、あるいはその属する技術分野の違い等から生じるものと考えられ、そのうちのいずれが正しいのかということを決断することはできない、というのが現時点での結論である。

英国においても、そのような記載は認められているが、このクレームの解釈方法ないし基準それ自体が問題とされていることはないようである。また、ドイツでは早くからそのような記載が許容されており、保護の範囲は、そのクレームに記載された発明を実施することにより得られる生産物と同一の生産物のすべてに及ぶものとされている。これらの諸点は、米国における取扱いと好対照をなす。

本調査研究によって明らかにされた以上の事項は、我が国判例との比較に際して重要な項目となると考えられる。

(担当: 研究員 大野敬史)

(*42) Benkard a.a.O.,S.507., BGHZ 53,274,282-Schaedlingsbekaepfungsmittel, BGHZ 54,1,22(GRUR 72,80)-Trioxan.